

函館の街をきれいにする市民運動協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、「函館の街をきれいにする市民運動協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、函館の街をきれいにするため、ごみのポイ捨てを防止し、大事な資源をごみにしない、捨てない意識の定着を図り、環境美化とごみの減量を促進することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、町会、事業所、学校、各種団体および関係団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、函館市環境部内に置く。

(事 業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全市清掃運動ならびに環境美化の促進および啓発に関すること。
- (2) 集団資源回収ならびに廃棄物減量化の促進および啓発に関すること。
- (3) 行政および関係団体との連絡、調整および協力に関すること。
- (4) 広報紙の発行および活動の報告ならびに調査研究の成果の発表に関すること。
- (5) 協議会の活動の功績に対する顕彰に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、総会において選出する。
- (2) 理事は、会長が委嘱し、欠員を生じたときは、会長が補欠の理事を委嘱し、次期総会で報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会の会務を運営する。

4 監事は、協議会の会計を監査し、総会に報告する。

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会および理事会とし、会長が招集する。

2 会長は、理事会の会議の議長となる。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総 会)

第11条 総会は、役員および構成団体の代表者が出席し、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

2 総会の議長は、総会で選出する。

3 総会の議事は、次のとおりとする。

(1) 事業報告および決算に関すること。

(2) 事業計画および予算に関すること。

(3) 規約、規程および要綱の制定および改廃に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長および理事が出席し、必要に応じ開催する。

2 理事会の議事は、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する議案ならびに報告に関すること。

(2) その他会務の運営上必要と認める事項

(会 計)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

2 協議会の経費は、賛助金、補助金およびその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第14条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長1名およびその他の職員若干名を置き、会長が委嘱する。

(補 則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。